

大阪府と契約中の事業者の皆様へ

大阪府では、契約中の案件について、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁するための契約金額の変更協議ができます。

変更協議を申し出ることによって不利益な取扱いを受けることはありません！

入札等でいったん決まった価格でも協議申し出が可能です！

☞ 契約種別により、次のような条件で変更協議を行います。

◆ 建設工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用

工期内に賃金水準の変更（本府の積算における公共工事設計労務単価の改定）がなされ、かつ、残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事が対象です。

* [工事請負契約におけるスライド条項の運用について](#)（契約局ホームページ）

◆ 委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議

1年を超える複数年契約期間の案件で、かつ、残契約期間が申出日を基準として2ヶ月以上ある業務（インフレスライド条項のあるものを除く）が対象です。

* [委託役務契約における賃金等の変動に係る変更協議手順（暫定版）](#)（契約局ホームページ）

契約金額に係る変更協議は、国等による公表資料をもとに行います。

労務費等の急激な上昇があった場合は、発注所管課までご相談ください。